

塩竈市文化財保存活用地域計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について

1. 募集期間

令和7年9月24日（水）から令和7年10月24日（金）まで

2. 提出された意見等の件数

18件

3. 提出された意見等の概要と意見等に対する考え方

No.	提出された意見等の該当箇所			提出された意見等の概要	意見等に対する考え方
	項目	ページ	行		
1	第2章 塩竈市の文化財の概要	35	6	カ 邸宅	文化村の紹介の欄に「三宅氏」とありますが、建物の所有者が変わったと聞いております。ご確認くださいと思っております。 所有者名の誤りにご指摘いただき、ありがとうございます。建造物の表示については、商店街をのぞき、個人住宅等は個人情報保護の観点から、所有者名を伏せて掲示してまいります。
2	第4章 文化財に関する既往の把握調査	47～55	-	1. 既往の把握調査	1) NPO みなとしほがまで、三陸汽船を紹介した「三陸汽船 東北地方の交通経済発展に大きく貢献した地元資本公司」というブックレットを製作しておりますが、記載されないのでしょうか。 2) 著者が東北学院大学の学生さんのと記載されている「写真しおがま昔ばなし」は古地図古写真等を調査した A3 版の写真資料集で NPO みなとしほがまが作成しました。学生さんが作成した書籍は宮沢賢治さんのお話と思っておりますがこちらも NPO が作成したものです。ご確認ください。 3) NPO みなとしほがまででは、開陽丸について「幕末最強の軍艦 開陽丸と塩竈」というブックレットを作成しておりますが、記載されないのでしょうか。 4) NPO みなとしほがまででは、「鎖国の時代に世界一周した若宮丸の津太夫と左平」のブックレットを作成しております。作成当時市内小中学校全校に寄贈しておりますが、記載されないのでしょうか。 5) 仙台筆筒に関して、仙台筆筒組合が小泉和子先生により塩竈の各家庭に残る仙台筆筒を調査した「仙台筆筒所在調査報告書」が作成しておりますが、記載はされないのでしょうか。 6) 開成丸については、東北大学災害科学国際研究所の佐藤大介准教授らが纏められた「仙台藩の洋式帆船 開成丸の航跡 幕末の海防構想と実践」という本がありますが、記載されないのでしょうか。
3	第4章 文化財に関する既往の把握調査	56	10	2. 把握調査が未実施や不足している類型及び区域	未指定文化財の調査について、「早く取り組み」と記載されていますが、具体的な時期を明確にはしないのでしょうか。 「文化財保護法」において文化財は、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群と定義づけており、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、教育委員会の役割はこの文化財と指定されたものについて保護の対象となります。本市では、指定・登録を受けた文化財以外の、未指定文化財に関しても重要課題と認識しており、未指定文化財を含めた文化財リストを作成しております。 また、未指定文化財の調査については、本計画の調査部会（97ページに掲載）において、すでに調査を進めており、本市において未指定文化財が豊富にあることを認識することができました。ただし、詳細な調査については、対象範囲が広く、優先度の整理や専門人材の確保が必要なことから、本計画では具体的な年度設定を行わず、今後の体制整備状況に応じて段階的に進めてまいります。
4	第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針	59	1	(1) 文化財の把握調査に関する課題	塩竈石を使用した建造物は市内各地にあります。野蒜石等で作られた建造物も数多くあります。耐火性に優れた石蔵が数多く造られた歴史を踏まえ、塩竈石に限定せず、石造りの蔵をまちの建造物の特徴として調査してまいります。
5	第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針	59	43	(1) 文化財の把握調査に関する課題 (2) 保存・管理に関する課題	ご指摘のとおり、本市の豊かな歴史・文化を将来に継承していくためには、専門的人材の確保や保管体制の強化が重要と認識しております。 計画書においても、65ページから記載されている文化財の保存・活用に関する措置として「専属学芸員・文化財専門職員の配置」（66ページ）、「博物館の整備」（67ページ）を記載しており、80ページの塩竈区域の保存・活用に関する措置には「博物館の建設」について今後取り組む旨を記載しております。他施策との調整や財政状況を踏まえつつ進めてまいります。

No.	提出された意見等の該当箇所			提出された意見等の概要	意見等に対する考え方	
	項目	ページ	行			
6	第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針	59	6	(2) 保存・管理に関する課題	登録有形文化財の指定を増やすべき。経費あまりかからず。 例) 太田屋、浦霞ゴルフ場のクラブハウス、権現堂浄水場(建物)、鹽竈神社社務所、荻原味噌醤油屋、東園寺本堂(寺院で東北初のコンクリート造-昭和6年) 他。	いただいた候補例を参考に、所有者の意向や建物の状況等を踏まえながら、引き続き働きかけや情報提供を行ってまいります。
7				9	浦戸石浜の白石廣造邸跡地の環境整備を。 若宮丸-津太夫・佐平顕彰碑の碑の建立を。 民間と協力して-寒風沢の旧集落の津太夫の生家跡- 現在津波の被災の地の整備プランに盛り込んだらどうか。観光のポイントにもなりうる。(東松島市室浜にはすでに顕彰碑が建立されている)	白石廣造邸跡地をはじめ、若宮丸関係の文化資源は本市の歴史的魅力を発信するうえで重要であると認識しております。 今後、組織体制を考慮し、財政的な部分もお示ししながら、民間団体等との協働による顕彰碑整備の可能性について調査・検討してまいります。
8	第7章 文化財の保存・活用に関する措置	68	-	II-1-9 文化財展示室のリニューアル	「市民図書館に付属する文化財展示室(タイムシップ)」は誤り。現在は文化施設である「遊ホール」が管理。指定管理者はこれも社会教育施設と誤って認識(名刺記載-是正を)。そもそもフロアが異なり文化施設である遊ホールの管理は相応しくない。従来のように地域資料を収集管理する市民図書館が管理するのが自然。当初のスタイルに戻すべき。 エスプは複合施設ゆえ、図書館や遊ホールなどは生涯学習施設と位置づけたらどうか。今や30年ぐらい前から「社会教育」から自ら学ぶ「生涯学習」の時代と位置づけが変わってきている。 施策の取組のための緊急などの優先順位を。	文化財展示室(タイムシップ)に関する管理主体について、今後、施設全体の役割分担の在り方や管理の適正化について関係部署と協議してまいります。また、施設の位置づけについても、社会教育や生涯学習の観点等を踏まえ、整理を進めてまいります。
9	第8章 文化財保存活用区域	75	-	表8-1 「塩竈区域」の概要及び文化財	三陸汽船乾ドックの写真について、三陸汽船の乾ドックは現東北ドック鉄工の第2ドックですが、写真の隣接する建物の位置や長さなどから、戦時に建造された第1ドックの写真ではないかと思われます。ご確認をお願いいたします。間違いであれば失礼いたします。	ご指摘の通り、掲載した写真は第1ドックの写真でした。第2ドックの写真に差し替えて掲載いたします。ご指摘ありがとうございます。
10	第9章 文化財の保存・活用の推進体制	93	-	(1) 作成の過程	NP0団体との懇談の際に、文化財保存計画書を作成すると勝画楼の再生に国の補助金などが使えるようになるとのお答えがありました。が、どのような補助金となるのでしょうか。計画書にソフトやハードの整備をする際の具体的な補助金名などの記載はしないのでしょうか。	文化財保存活用地域計画を策定することにより、各種文化財関係補助制度(新しい地方経済・生活環境創生交付金、文化庁補助金等)を活用することができます。 具体的な補助金名については、対象となる文化財の種類(建造物・民俗・記念物等)や実施内容(修理・活用・情報発信等)により異なるため、本計画では一般的な説明にとどめておりますが、今後、勝画楼を含む個別案件ごとに適用可能な制度について、国や専門機関の指導・協力を得ながら検討を進めてまいります。

No.	提出された意見等の該当箇所			提出された意見等の概要	意見等に対する考え方
	項目	ページ	行 箇所		
11	方針案全体 に対する意見	-	-	東北ドック鉄工の第1ドックは、戦時中に作られた乾ドックで、戦艦が造船されたと伝えられていますが、未指定文化財の候補にはなっていないのでしょうか。	<p>ご教示いただいた各遺構・遺物については、本市の歴史を物語る重要な地域資源であると認識しており、文化財リストに掲載するか検討してまいります。</p> <p>未指定文化財は本計画の調査部会（97ページに掲載）においてすでに調査を進めており、今回の調査では2000点を超える未指定文化財を把握することができました。本市に豊富に所在することを改めて認識することができましたが、あくまで一部を把握しているだけなので、これ以上に沢山の未指定文化財が所在していることも承知しております。</p> <p>なお、未指定文化財のリスト化および公開につきまして、現在文化財リストを作成しておりますが、盗難等のリスクや、個人情報が含まれていることから、現時点では一覧揭示は行わない予定です。</p> <p>しかしながら、未指定文化財の把握や情報整理は、保存に向けた基盤として重要であることから、庁内体制の強化と併せて、その公表方法等についても検討してまいります。</p> <p>また、竜頭島の事例を含めた教訓も忘れないよう、庁内の連携を図りながら、文化財保護に努めてまいります。</p>
12				今年、戦後80年ということで、河北新報や仙台放送では、戦時中に作られた仙台市の防空壕が戦争の記憶を伝える遺産として、広く報道されました。塩竈にも市役所裏にある大きな防空壕が残っていますが、この防空壕は塩釜の戦争を伝える遺産として未指定文化財にはならないのでしょうか。	
13				東北本線の赤坂隧道は、宮城県近代化遺産の調査に記載されていますが、未指定文化財の候補に含まれているのでしょうか。また、同書籍には、三千トン岸壁が記載されています。その他記載はされていませんが、貞山水路に残る護岸などは、東北で初めて近代港湾として整備された塩釜港の数少ない財産としての未指定文化財に含まれているのでしょうか。	
14				JR本塩釜駅の高架橋したに廃止された塩釜線のホーム跡は未指定文化財に含まれているのでしょうか。	
15				新富町や尾島町には、江戸時代の上水道の整備の際に掘削されたトンネル（通称：穴川）が残されていますが、この穴川を防空壕と勘違いされている方が多くおります。未指定文化財の候補に含まれているのでしょうか。	
16				市内には、塩竈を作った多くの先人を検証した「いしぶみ」が残されていますが、これらは、未指定文化財として含まれているのでしょうか（神社裏坂の三陸汽船常務の尾上氏や塩竈文化村の三浦氏など）。	
17				塩竈サフラン湯を製菓した佐遊一貫堂の看板等が、塩竈神社博物館に残されていますが、未指定文化財として含まれているのでしょうか。 上記の質問意見については、1000有余の未指定文化財を把握していると区分、件数が記載されていますが（33ページ）、具体的な名称等の一覧表を計画書には記載されないのでしょうか。記載されないのであれば、市民はどのようにしてその存在を知ることができるのでしょうか。知ることができなければ、先に宮城県が復興事業の際に誤って削平してしまった未指定文化財の竜頭島のような事例がまた起こることも考えられます。この件について、計画書には触れていませんが、このような事例を教訓とすることを計画書に記載すること、また、現在把握している未指定文化財の公表が必要なのではないのでしょうか。	
18				多賀城市では、南大門の復元により多賀城創建1300年を記念して2021～24年度の3年間に実施された記念事業の参加者総数が53万9061人に上り、経済効果が推計で90億円を超える経済効果が生まれたと報道されました。多賀城市では、国土交通省、文部科学省、農林水産省による、歴史まちづくり法に基づきまちなみ（道路）の整備や歴史的建造物の保存活用のための補助金が活用できる「歴史的風致維持向上計画」の策定が大きく関与したとしております。 先の都市計画で赤坂から向ヶ丘までの都市計画道路の廃止が決定されたと聞いております。この道筋は、仙台に向かう旧塩竈街道となります。松尾芭蕉が通った道筋であり、多くの文人墨客が往来した金華山道でもあります。また、市内に残る歴史的建造物の保存や、浦戸桂島の海苔の倉庫群、石浜地区の歴史的なまちなみなどの文化的な遺産の保存活用や離島の活性化につながるソフトやハードの整備には文化庁所管の本計画だけでは、難しいのではないのでしょうか。やはり「歴史的風致維持向上計画書」を作成する必要があると考えられますが、市として作成する考えはないのでしょうか。担当部とご協議の上、一般的な回答でないことを期待します。	